

# 税務トピックス 四季報

第42回

## 新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルスの影響で世界経済は大きな危機に直面しています。

国内においても特に中小企業にあっては売上が激減し、資金繰りの悪化など苦境に立たされている企業が少なくありません。今回の危機は先行きが全く読めないだけに企業としても抜本的な対策を打つことができません、この混乱が収束するまでひたすら耐えるしかない体力勝負を強いられる状況ともいえます。政府はこの状況に対して様々な支援を打ち出しています。詳細は、日々更新されていますので、経済産業省のHPに「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業対策FAQ」などを参照していただければと思います。

融資制度としては、日本政策金融公庫、保証協会、各金融機関の制度がありますが、申請から融資が行われるまでは相当の時間がかかると思われ、申請から融資が実行されるまでは相当の時間を付けてください。

### (1) 短期間に貸付される制度

#### ① 生命保険の契約者貸付制度の利用

・ 解約返戻金のある生命保険ですと、解約返戻金の70%～90%の借入れが可能です。  
・ 期間限定の無利子で貸付を受け付けている生命保険会社がありますので、各保険会社に問い合わせください。

#### ② 倒産防止共済（経営セーフティ共済）の一時貸付制度

・ 返済期間1年の期限一括返済のため、スポット的な利用を検討。  
・ 解約して現金化する前にいったん一時貸付を利用して資金調達し、返済できないときや、赤字の穴埋めの利益が必要な際にはじめて解約する流れがお勧めです。

### (2) 新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請などが行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付などができない場合も考えられます。

次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續きに必要書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められます。

#### ① 税務代理などを行う税理士（事務所の職員を含みます。）が、感染症に感染したこと。

② 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなることにより、企業

や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと。

#### ③ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと。

#### ④ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること。

#### ⑤ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関等から外出自粛の要請を受けたこと。

▼ 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある。

▼ 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある。

▼ 基礎疾患など、感染症に感染すると重症化するおそれがある。

※上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へ相談してください。

（税理士 光廣 昌史）

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
URL / http://www.office-m.co.jp/

## あなたの経営羅針盤

「オフィスミツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務 / コンサルティング業務

ファイナンシャル業務 / 事業承継対策業務